



昭和時代に中新田区津島社境内で踊る様子

村無形民俗文化財

コチャかまやせの節 エーヨー節

村には、古くから伝承されてきた「コチャかまやせの節」と「エーヨー節」という2つの民謡があります。いずれも、踊り歌として村民に親しまれ古い形態をよく残していることや、歴史的・芸術的にも価値が高いことから昭和56年に村は無形民俗文化財に指定しました。

コチャかまやせの節

江戸時代に全国的に流行したコチャ節の1形態です。中馬^{ナカウマ}（信州や甲州で発展した、荷物を運ぶ馬）の往来に伴い甲州から伝わったと言われています。現在、村には踊り歌として残っておりコチャ節の古い形をよく保存しています。詞の形は7・5・5・7・5の2種類があ

り、詞の最後に「コチャ、かまやせの〜」というはやし詞が入ります。歌詞の内容は、諏訪や江戸の情緒・甲州方面の事・男女間の愛情・人情・世渡りの心得などを歌ったものなど、当時の風俗や民衆の心情をよく伝えています。歌の調子は中馬の足運びに合わせたため、落ち着いています。かつては一般の人々の間で、盆踊りや十五夜、学校行事や農作業の合間に盛んに歌われていましたが、現在はほとんど歌われなくなりました。

エーヨー節

江戸時代から諏訪地方を中心に、伊那谷や山梨県でも盛んに歌われた盆踊り歌でした。新田開発の希望に満ち溢れ

た農民の田植え歌だったといわれ、中でも村を含めた山浦地方のエーヨー節は最も原始的な形態を残しています。詞の形は7・7・7・5で軽やかでリズムカルなテンポを持ち、7・7と7・5の間に「ヨイソレ」とみんなで合いの手をいれ、7・5の間には「エーヨー」とはやし詞を入れます。歌詞は多数ありますが、特に農民の仕事や生活・男女間の愛情・人情を歌ったものが多く見られ、エーヨー節誕生時の素朴な形態を伝えています。コチャかまやせの節と同様に、現在はほとんど歌われなくなりましたが、コチャかまやせの節に比べるとリズム感があり、歌いやすく踊りも簡単に覚える事が出来るため、子どもから高齢者まで気軽に輪に入り踊れます。

歌詞紹介

原村民謡保存会

コチャかまやせの節

歌詞は平成20年に調査済みのもので、124首あります。

- ♪娘をやらば原村え原村はお米のお金がざくざく
- ♪踊り上手は江戸土産
- ♪姉にや帯妹にや銀の髪さし
- ♪奥山入りの姫小松ほしけれど
- ♪高くてお手が届かない

エーヨー節

- ♪諏訪の平らによしならら2本
- ♪思い切るよし切らぬよし
- ♪木曾じや御岳甲州じや御岳
- ♪諏訪じや蓼科八ヶ岳
- ♪踊れ踊れよまだ夜は夜中
- ♪明けりやお寺の鐘がなる

民謡を継承しているこうと昭和40年、原中学校の体育館で「原村民謡保存会」が結成式を行いました。当時の音楽教諭の大宮先生によるピアノ伴奏で有志が「コチャかまやせの節」の練習を行いました。会員の方は「若い頃は、行事があればみんなで歌い踊っていた。民謡は、娯楽で楽しみの1つだった。保存会の活動はしているが、歌い手や踊り手の育成に繋がらないのが課題だ」と話されました。今年、原小学校のクラブ活動（全6回）に加わり、6人の児童が民謡や保存会について学び11月9日に行われた「原村芸能フェスティバル」で発表をしました。

「原村民謡保存会は、結成当初から現在に至るまで、声がかかればどこへでも地域のイベントや施設へ足を運びボランティア活動を行っています。会員の中には、普段は腰が曲がっているのに歌が流れると背筋をピンと伸ばして踊っている方もいらっしゃいます。原村中央公民館で、月1回活動をしています。村の大切な文化を見て聞いて踊ってみてはいかがでしょうか。」

問 生涯学習課 文化財係
☎797930（直通）



①田植えの様子②田植え終わりに踊り楽しむ様子③昔の若妻は写真のように綺麗な帯をした服装で田植えを行いました④小学校のクラブ活動で民謡保存会の活動を選択した児童⑤原村芸能フェスティバルで森山忠一さん（中新田）の歌に合わせて踊る様子⑥原小学校の児童の歌に合わせて踊る様子

12月は国民健康保険制度の適用適正化月間です ～この機会にお手元の被保険者証を確認しましょう～



※資格取得の届出が遅れると社会保険などの資格喪失日までさかのぼって課税されます。

- ・74歳までの方で社会保険などの被保険者及びその扶養者を除く、全ての方は加入が必要です。
- ・退職などの理由で、社会保険などに加入していない方は加入が必要です。

①国民健康保険に加入の必要がある方

国民健康保険と別の社会保険等と両方の被保険者証がお手元にある場合、二重加入になっている可能性があります。二重に保険料(税)を支払っていることになり、ご確認のうえ手続きを行ってください。

「14日以内に」
「被保険者証は1人1枚」

■国民健康保険の届出を忘れずに

③社会保険の被扶養者になれる場合があります

同じ世帯に社会保険などに加入されている方と所得の少ない国保の方がいる場合、被扶養者として認定されることとなります。お勤め先に相談してください。

社会保険料は、扶養する人数が増えれば変更はありませんが、国民健康保険税は、被保険者が一人増えることに税額が増加します。

②国民健康保険から脱退する方

社会保険などに加入した人は、国保の資格喪失届が必要です。**国保の資格のない期間(※1)**に被保険者証を使用したときは、国保が負担した医療費を返還していただく場合があります。

(※1) 社会保険加入資格取得から国保の被保険者証は使用することはできませんので、社会保険などの被保険者証が交付される前に医療機関を受診される場合は、職場などへご相談ください。

全ての手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・個人番号カードまたは通知カード
- ・本人確認書類(運転免許証など)

○国保に加入する方

社会保険などの健康保険をやめた日が分かるもの(離職票・資格喪失証明書など)

○国保から脱退する方

国保と新たに加入した社会保険などの被保険者証

○納付方法を口座振替にされる方

金融機関の通帳及び印鑑

※届出ができる方は、世帯主や該当者など住民票上の同一世帯の方となります。

それ以外の方が届出される場合は委任状が必要になります。

保健福祉課医療給付係 ☎79-7926 (直通)

令和2年4月1日から 原村医療費特別給付金の 制度が変わります

表1 年齢区分別の医療費負担率

	医療費の負担率	
	一般または低所得者	現役並み所得者※
75歳以上	1割負担	3割負担
70歳～74歳	2割負担	
68歳～69歳	3割負担	

※住民税の課税標準額が、145万円以上の被保険者及び同一世帯の被保険者

表2 自己負担額の給付割合

	改正後
1割負担	全額給付(変更なし)
2割負担	1/2給付
3割負担	1/3給付

1 老人医療費給付割合の変更

令和2年4月1日以降に診療を受けた際の医療費の給付額は、県内外の医療機関に関わらず保険の自己負担割合によって総医療費の「**一律一割**」に変更になります。

現在は、申請により保険適用の自己負担額を全額給付していますが、令和2年4月1日以降に診療を受けた医療費の給付額については表2のようになります。

2 老人医療費特別給付金の給付に2年間の居住要件を設定

令和2年4月1日以降、村へ転入された方が老人医療費特別給付金の資格を取得するためには、村に引き続き2年間住所を有している必要があります。

(例)
令和2年4月 転入
令和4年4月 資格取得

3 申請書の受付期間を6か月に短縮

※すべての資格が対象

現在は、給付を受けるために医療機関を受診した月の翌月から1年以内に申請書の提出が必要ですが、改正後は、医療機関を受診した月の翌月から**6か月以内に申請書を提出する必要があります。**

(例)
受診 令和2年4月
申請期間 令和2年5月～10月まで

期間が短縮されますので、ご注意ください。

4 村内の社会福祉施設への転入者は給付の対象外

令和2年4月1日以降、村外から社会福祉施設へ転入された方は、老人医療費特別給付金の対象外になります。

対象外となる施設

はらむら悠生寮
特別養護老人ホームアイリス
ケアハウスひなたぼっこ

手続きの方法など詳細につきましては、広報はら2月号でお知らせします。

☎ 問 保健福祉課 医療給付係
79-7926

雪の季節

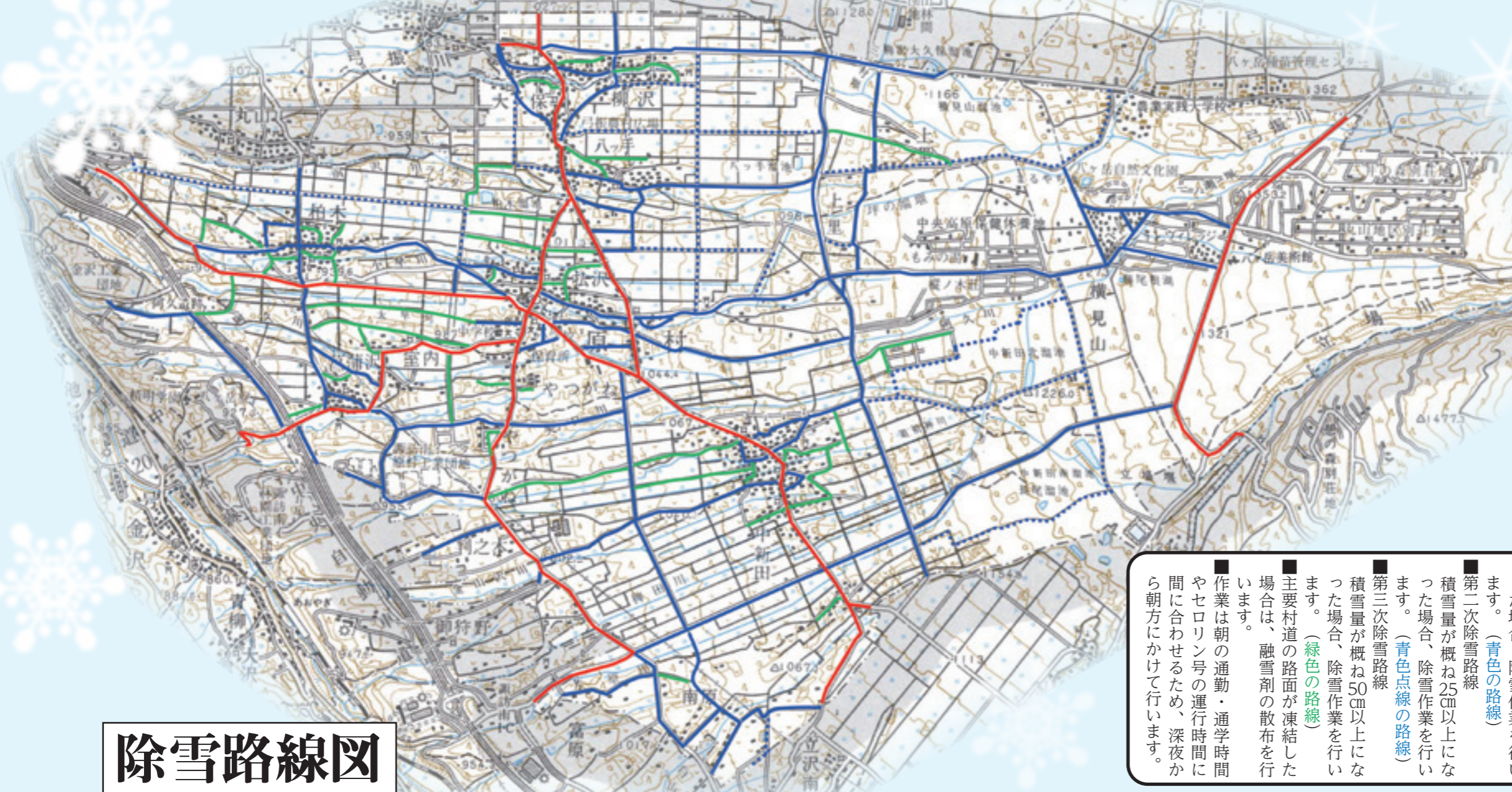
道路の除雪作業にご協力を！

村では、冬期間、住民のみなさんの生活に欠かすことのできない主要な道路の通行障害を取り除くため、除雪計画を策定し出動体制を整えています。
今年度の除雪路線の総延長は、97.7 kmです。生活道路の確保に努めます。

今年度の除雪体制

- 第一次除雪路線
積雪量が概ね10cm以上になった場合、除雪作業を行います。(青色の路線)
- 第二次除雪路線
積雪量が概ね25cm以上になった場合、除雪作業を行います。(青色点線の路線)
- 第三次除雪路線
積雪量が概ね50cm以上になった場合、除雪作業を行います。(緑色の路線)
- 主要村道の路面が凍結した場合は、融雪剤の散布を行います。
- 作業は朝の通勤・通学時間やセロリン号の運行時間間に合わせるため、深夜から朝方にかけて行います。

除雪路線図



- 原村の除雪路線
 - 第一次除雪路線 (青色実線) ※概ね10cm以上の積雪により出動
 - 第二次除雪路線 (青色点線) ※概ね25cm以上の積雪により出動
 - 第三次除雪路線 (緑色実線) ※概ね50cm以上の積雪により出動
- 長野県の除雪路線 (赤色実線)

スムーズに除雪作業を進めるために
皆さんのご協力をお願いします

- ▼ 路上駐車はしないで ▲
1台の車が道路に駐車しているだけで、その路線全体の除雪ができなくなる場合があります。特に冬期は路上駐車しないでください。
- ▼ 道路に雪を出さないで ▲
除雪車が除雪した雪や、玄関前、屋根などの雪を、道路に出さないでください。
- ▼ 除雪車へは近づかないで ▲
除雪車は作業中に前進・後退を繰り返すことがあります。除雪車に近づくことは非常に危険です。また、子供が除雪車の近くで遊んでいるのを見かけたら注意してください。
- ▼ 歩道、消火栓、防火水槽の除雪は地域のみなさんで ▲
歩道、消火栓、防火水槽の除雪作業は地域のみなさんでお願いします。
- ▼ 道路が滑りやすく ▲
除雪直後の道路はとても滑りやすくなっています。歩行者も運転手も交通マナーを守り、通行には十分に注意してください。
- ▼ 冬期間のごみ捨てについて ▲
収集日の前日や夜間にごみを出すと、除雪の障害となったり、ごみが雪に埋もれてしまい収集に支障をきたす場合もあります。ごみは必ず収集日当日の朝、決められた時間内にお出しください。
- ▼ 危険箇所には目印を ▲
除雪作業中には、雪に隠れて危険箇所の確認が十分にできない場合があります。注意して作業してもらいたい場所や構造物がある場合は、確認しやすい表示をお願いします。
- ▼ 出入り口の除雪は各ご家庭で ▲
「除雪車が出入り口に固い雪を置いていくので困る」という苦情があります。道路の除雪作業にはみなさんのご協力も必要です。ご迷惑をおかけしますが、出入り口にたまった雪は、各ご家庭で処理してください。よろしくお願いいたします。

- ▼ 垣根や立ち木にも注意を ▲
垣根や立ち木の枝が除雪作業に支障をきたす場合があります。長くなった枝は、切り落とすなどしてください。
- ▼ 除雪作業が遅れる場合もあります ▲
除雪作業はなるべく早い時間帯に実施するように努めています。降雪時間、積雪状況などによって時間帯が遅れる場合があります。ご了承ください。

除雪作業をスムーズに行う
ためには、みなさんの
ご理解とご協力が欠かせません
ルールを守って
安全に冬を過ごしましょう

【村道】
建設水道課 建設係
☎ 79・7921 (直通)
【県道】
諏訪建設事務所 維持管理係
☎ 57・2937 (直通)

これからは手放せない! マイナンバーカード

おもて面にあなたの顔写真入り!
「身分証明書」
として使えるよ!



<おもて面>



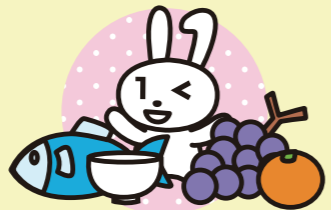
<うら面>

うら面のICチップに
あなた本人である
ことを証明する、
「電子証明書」
が入っているよ!

くらしを便利に! マイナンバーカード!

身分証明書
になる!
ライブ会場の入場、
携帯の契約、会員登録
などに使える!

各種証明書をコンビニ
で取得できる!
全国のコンビニで、住民票の
写しや課税証明書などが取得
できる!
※市区町村によってサービス内容が異なります。
※毎日6:30~23:00までとなります。



ポイントで
買い物ができる!
地域の商店やオンラインで
お買い物に使える!

2020年度
実施予定!



健康保険証
として使える!
2021年3月(予定)からスタート!
ピッとかざすだけでOK!
とっても便利に!

スマホ・パソコンでラクラク!

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続きができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる(予定)。



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー

平日 9時30分~20時00分
土日祝 9時30分~17時30分(年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの
一時利用停止については24時間365日受付

マイナンバーカードの
申請方法はこちら



https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード
050-3818-1250
その他のお問合せ
050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System
0120-0178-26

通知カード、マイナンバーカード
Inquiries about Notification Card and My Number Card
0120-0178-27

村消防団では、女性消防団員を募集しています。地域に密着している消防団は、地域防災の要として災害から人命と財産を守り続けてきた歴史と伝統があります。最近では、全国で様々な災害が頻発に発生しています。昔から受け継がれてきた、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神で故郷の安全を守り、安心して暮らせる生活のために女性ならではの視点を生かして、災害のない村づくりのために、今こそあなたの力を貸してください。

「入団資格」
村に居住する年齢18歳以上の健康な女性で消防・防災活動に興味のある方

【待遇】

- (1) 報酬等の支給
- (2) 被服等の貸与
- (3) 公務災害補償

村消防団では、第25回全国女性消防団員活性化青森大会に正副団長、女性消防団員2名が参加しました。全国から230を超える消防団、消防本部、消防協会が参加する大規模な大会です。女性消防団員との交流と地域による特色のある活動発表は今後の活動の参考になりました。



【女性消防団員活性化青森大会】

- 防火広報活動
(防火・防災広報、啓発活動等)
- 各種消防訓練
(防災・救護訓練等)
- 消防団行事への参加
(出初式等)
- 災害活動
(後方支援等)
- ラッパ隊活動
※ラッパ吹奏に興味のある方
全ての活動に参加できなくても構いません。

集まれ! 女性消防団員

男性消防団員も随時募集しています



【活動内容】

【現役女性消防団員から】

私達女性団員は、3人で活動をしています。入団のきっかけは、御柱祭でのラッパ隊でした。女性が少なく最初は不安もありましたが、皆さん優しく楽しく活動していきまします。仲間がもっと増えたら嬉しいです。みなさんが暮らす村のために、力を貸してくれませんか。

問 原消防署
☎79-2442 (直通)